

保 存 種 別 第 1 種

警察庁丙規第66号

平成13年12月13日

警察庁交通局長

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行について

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成13年国家公安委員会規則第15号。以下「改正規則」という。）は、平成13年12月13日に別添1のとおり公布され、同日から施行されることとなった（新旧対照条文は別添2のとおり。）。

今回の改正の趣旨及び要点等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「規則」とは改正規則による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）を、「旧規則」とは改正規則による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則をいうものとする。

記

1 改正の趣旨

自動車保管場所証明事務は、自動車保管場所証明書及び保管場所標章の交付件数が年間2,000万件を超える大量行政であり、一部の都道府県警察では、警察署における業務負担が著しいものとなっていることから、業務合理化による負担軽減を可能とするため、所要の規定を整備することとしたものである。

2 改正の要点

(1) 申請者が警察署長に対し2通を提出することとされている自動車保管場所証明申請書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「自動車保管場所証明申請書等」という。）について、都道府県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で別段の定めをしたときは、その提出通数を1通にすることができるとした（規則第1条第1項関係）。

(2) 自動車保管場所証明申請書2通のうち1通に添付しなければならないとされている添付書面については、公安委員会規則で別段の定めをし、自動車保管場所証明申請書の提出通数を1通としたときは、当該申請書に添付することとした（規則第1条第2項関係）。

3 事務処理上の留意事項等

(1) 申請書の提出通数に係る規定の整備（規則第1条第1項関係）

自動車保管場所証明申請書等の提出通数については、旧規則第1条第1項、第3条第1項及び第6条第2項においてそれぞれ2通と規定されていたところであるが、公安委員会規則で別段の定めをしたときは、これを1通にすることとしたものである。

自動車保管場所証明申請書等については、警察署における副本の保管の必要から、申請者に2通の提出を義務付ける一方、ワンライティング化により申請負担の軽減に努めているところであるが、一部の都道府県警察では、警察署において、正本・副本の分類作業及び公印の押印作業が大きな業務負担となっている。これらの作業を合理化するためには、自動車保管場所証明申請書等を読み取り、記載内容を転写して新たに自動車保管場所証明書又は保管場所標章番号通知書を印刷する機能並びに公印の印影の印刷機能等を有するコンピュータを導入することが考えられるが、その場合には、自動車保管場所証明申請書等の提出通数は1通で足りることとなることから、これを明示したものである。

なお、留意事項は次のとおりである。

ア 自動車保管場所証明申請書等の提出通数を1通とする場合には、申請者の事務負担の軽減を図る観点から、当該都道府県警察において作成・配布する書面を次のとおりとすること。

(ア) 保管場所証明の場合

自動車保管場所証明申請書及び保管場所標章交付申請書について、自動車保管場所証明申請書を表紙として、自動車保管場所証明書1通、保管場所標章交付申請書1通の順で、2枚複写のものとすること。

(イ) 保管場所に係る届出の場合

自動車保管場所届出書及び保管場所標章交付申請書について、自動車保管場所届出書を表紙として、自動車保管場所届出書1通、保管場所標章交付申請書1通の順で、2枚複写のものとすること。

イ 自動車保管場所証明申請書等の提出通数を1通とする場合に、省資源の観点から、当分の間、従来の書面を使用して提出通数を2通とすることは差し支えないが、その際には公安委員会規則に所要の経過規定を設けること。

ウ 自動車保管場所証明申請書等の正本・副本の分類作業及び公印の押印作業についての業務合理化を特に必要としない都道府県警察にあっては、従来どおりの事務処理を行うこと。

(2) 添付書面に係る規定の整備（規則第1条第2項関係）

旧規則第1条第2項において、自動車保管場所証明申請書2通のうち1通に添付しなければならないとされていた同項各号に掲げる書面については、自動車保管場所証明申請書の提出通数を1通としたときは、当該申請書に添付することとした。

これは、公安委員会規則により自動車保管場所証明申請書の提出通数を1通とすることとした場合における書面の添付について、所要の整理を行ったものである。



財務省印刷局発行

目 次

〔規 則〕

- 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則
(国家公安委一五)

○國家公安委員会規則第十五号
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十六条の規定に基づき、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年十二月十三日

國家公安委員会委員長 村井 仁

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成三年國家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二通」の下に「(都道府県公安委員会規則で別段の定めをしたときは、一通。第三条第一項及び第六条第二項において同じ。)」を加え、同条第二項中「一通」の下に「(同項の規定による別段の定めにより申請書一通を提出することとされる場合にあつては、当該申請書)」を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

（平成三年国家公安委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）	（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）
第一条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一十九号）第二条の規定により自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の書面の交付の申請は、申請書二通（都道府県公安委員会規則で別段の定めをしたときは、一通。第三条第一項及び第六条第二項において同じ。）を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとする。	第一条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一十九号）第二条の規定により自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の書面の交付の申請は、申請書二通を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとする。	
2　前項の申請を行う場合において、申請書二通のうち一通（同項の規定による別段の定めにより申請書二通を提出する」ととされる場合にあつては、「当該申請書」）には、次に掲げる書面を添付しなければならない。	2　前項の申請を行う場合において、申請書二通のうち一通には、次に掲げる書面を添付しなければならない。	
一～三　（略）	一～三　（略）	3・4　（略）